

2022 年 2 月号 (第 192 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ <ASEAN 地域特別連載：第 1 回> ベトナムにおける中国のプレゼンス
専修大学 商学部 教授 池部亮 1

■ 特 集

- ◆ カーボンニュートラルのグローバル動向と中国進出企業における課題例
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング グローバルコンサルティング部 6

■ 経 済

- ◆ 2022 年の経済運営方針 ～ 下振れリスク山積の中、「安定」維持を最優先
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部 9

■ 人民元レポート

- ◆ 春節休暇後の人民元安に注意
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ 12

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国全土でハイテク企業の管理を強化
KPMG 中国 16
- ◆ 法務：中国における個人情報保護・データ安全規制の最新動向及び企業の留意点
北京市金杜法律事務所 19
- ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部 25

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 31

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 <ASEAN 地域特別連載：第 1 回> ベトナムにおける中国のプレゼンス

過去 20 年間の貿易と投資を見ると、中国経済は世界経済のなかで存在感を増し、どの国においてもその国の経済に占める中国のプレゼンスは高まっていると予想できる。ベトナムにおいても中国の経済的なプレゼンスは高まっている。本稿では、主に貿易と投資に注目してベトナムと中国との間の経済関係を概観する。

特集 カーボンニュートラルのグローバル動向と中国進出企業における課題例

2021 年 10 月末から開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）に代表されるように、世界中で脱炭素への気運が高まっている。主だった国や企業は次々にカーボンニュートラル達成目標を宣言し、世界的に不可逆的な流れとなっている。本稿では、主要国・地域における方針を受けて、中国進出している日系企業が事業継続するにあたっての課題について整理する。

経済 2022 年の経済運営方針 ～ 下振れリスク山積の中、「安定」維持を最優先

2021 年 12 月、中国で中央経済工作会议が開催された。2021 年は第 14 次 5 ヶ年計画の初年度だったが、党中央の指導の下、好調なスタートを切ったと評価された。指導部はコロナ禍や不動産業界の苦境といった、中国経済が直面する多くの下振れリスクを注視している。それを踏まえ、2022 年のマクロ経済運営の最重要方針に、「安定」が掲げられた。

人民元レポート 春節休暇後の人民元安に注意

中国人民元対ドル相場は 6.37 台前半で取引開始。春節休暇入りを控えた資金調達ニーズによる外国為替市場での人民元買いが続き、断続的に人民元高が進行。ただ、27 日は米 FOMC を受けてドル高地合いとなるなか、人民元も 6.36 台後半まで急落。春節休暇入り前日の 28 日も 6.36 台を中心とした取引が続いた。対円相場は、4 日に上昇、下落し、月末には 18.2 台を試す展開となった。

スペシャリストの目 税務会計

中国全土でハイテク企業の管理を強化

中国は、企業の研究開発への投資を促進するために、政策レベルで研究開発に係る税制優遇政策の推進と実施に力を入れている。また、政府はこの税制優遇政策を適用するハイテク企業の管理強化にも取り組んでいる。

スペシャリストの目 法務

中国における個人情報保護・データ安全規制の最新動向及び企業の留意点

個人情報及びデータ安全の保護は、デジタル経済の発展を推進する過程で看過しえない重要な問題である。中国においても関連法令が公布され、実務の対応も急速に進められている。本稿では、2021 年の中国における個人情報保護及びデータ安全規制の状況をさらに理解するために、重要法令の重点的な内容と実務の動向、そして企業としての留意点について論ずる。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、2021 年 12 月中旬から 2022 年 1 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。

**＜ASEAN 地域特別連載：第 1 回＞ ベトナムにおける中国のプレゼンス**

専修大学
商学部
教授 池部亮

中国の経済的なプレゼンスがベトナムにおいても高まっている。ただし、中国は 2000 年から 2020 年までの間に年平均 8.7%（国際通貨基金（IMF）による）の高成長を続けてきたのだから、経済規模も大幅に拡大したであろう。当然のことながら、貿易や投資面でベトナムだけでなく、世界中の国で存在感を高めているはずである。IMF によれば、2020 年の中国の輸出額は 2000 年比で 10.4 倍、輸入額は 9.1 倍となり、輸出入額では 9.8 倍となった。この間、世界の貿易額は輸出入合計で 2.7 倍に増加している。中国の貿易額は、世界貿易額の拡大のスピードよりも 3.37 倍速いペースで増加したことを意味している。

また、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）によると、2020 年末の中国の対外投資残高は 2 兆 3518 億ドルと全世界の外国投資残高の 6.0%を占めている。米国の 20.7%には及ばないものの、日本の 5.1%を上回る規模となっている。2000 年時点の数値を見ると、中国が 0.4%、日本が 3.8%、米国が 36.1%であったので、対外投資の面でも中国の存在感は急速に高まってきたことが分かるであろう。

このように、貿易と投資だけを見ても過去 20 年間で中国経済は世界経済のなかで存在感を増し、どの国においてもその国の経済に占める中国のプレゼンスは高まっていると予想できる。まして、地理的な近接性や文化的な近似性、そして社会主義市場経済化国という共通した政治体制を持つベトナムにおいて、中国のプレゼンスはもっと大きいものになっている可能性がある。本稿では、主に貿易と投資に注目してベトナムと中国との間の経済関係を概観する。

1. 物品貿易に占める中国の存在感

図表 1 は、2000 年以降におけるベトナムの国・地域別輸出入額の推移を示す。2020 年時点で金額が大きい 10 カ国・地域を上から順に並べたものである。まず、貿易額はこの 20 年間で輸出が 19.3 倍、輸入が 17.8 倍と拡大している。この輸出入額の拡大スピードは、中国のおよそ 2 倍のペースであった。貿易規模は当然のことながらベトナムは小さいものの、貿易の成長率は中国をはるかに上回るのである。これは、2000 年という時期がベトナムにとって工業化の初期段階に当たったことから、その後、外資系企業の流入によってけん引された輸出生産によって、輸出と輸入が劇的な伸びを見せたといえるであろう。

こうした外資系企業の集積をもたらした背景としては、ベトナム政府の対外関係改善や経済関連法制の整備など、政策努力が大きかったことも挙げられる。外交や通商環境面では、米国との二国間通商協定発効（2001 年）、世界貿易機関（WTO）への加盟（2007 年）、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の発効（2019 年）、EU との自由貿易協定（FTA）発効（2020 年）など、良好な通商環境を求めるベトナム政府の政策方針は輸出生産拠点を立地しようとする多くの外国投資企業の進出を促しているのである。現在、ベトナムの貿易に占める FTA カ

バー率は、アジア地域ではシンガポールに次ぐ 2 番目の高さであり、ベトナムが輸出産業にとって魅力ある市場となっている。

外資系企業の輸出生産が活発になればなるほど、原材料、素材、部品などの輸入が増加し、貿易額全体を引き上げていく。かつてベトナムの主要輸出品は、コメ、石炭、原油、コーヒー、茶、香辛料、エビ・イカなどの水産物といった一次産品であった。これが、2000 年代半ば以降は外資主導による工業化の進展もあり、インクジェットプリンター、スマートフォン、衣類、履物といった工業製品の一大生産拠点として貿易を拡大してきたのである。

さて、図表 1 を見ると、2000 年の貿易相手国としては日本が輸出入ともに最大で、次いで中国（輸出で 2 位、輸入で 4 位）となっている。しかし、2020 年になると、最大の輸出先は米国、最大の輸入先は中国にとって代わられた。輸出入額を合算した貿易規模を見れば、中国が 1 位となり、米国、韓国、日本がそれに続く構図で、中国はベトナムにとって最大の貿易相手国となったのである。

ベトナムの対中輸出品は、伝統的に石炭、原油などの鉱物資源やコメ、茶、果実などの一次産品が多く含まれる。そこに 2000 年代半ば以降は、外資系企業のベトナムでの輸出生産の拡大に伴って、中国とベトナムとの間の水平的国際分業が活発化している。このため、ベトナムは中国に対し印刷機械の部品を輸出し、中国からも印刷機械の部品を輸入するといった産業内分業が緊密化してきた。現在、中国はベトナムの工業生産にとって、原材料、部品の供給者としてなくてはならない存在である。そして、中国にとってもベトナムは、一部のキーデバイスを分業するパートナーとなっている。こうしたサプライチェーンの構築は、両国の政治関係が良好なことはもちろん、陸上で国境を接する隣接国であることから、華南地域の工業集積地とベトナム北部地域の陸路物流の利便性が高いことも理由の 1 つに挙げられるであろう。

しかし、対中貿易の規模が他国に比べて拡大幅が大きくなってきたことは、「ベトナム特有の現象であるのか」という点について触れておいた方がいいであろう。なぜなら、既述のとおり、中国は 2000 年以降、経済成長において類まれな急成長を遂げており、ベトナムに限らずあらゆる国の経済において存在感を高めているからである。

そこで、ベトナムの主要輸入相手国である中国、韓国、日本、米国との輸入結合度を図表 2 に示した。輸入結合度とは、例えば、ベトナムの輸入に占める中国のシェアが、世界の全輸入額に占める中国からの輸入シェアと比べてどうであるのかを見るものである。すなわち、全世界の対中国輸入シェアが世界標準であって、これに対しベトナムの対中国輸入シェアはどの程度なのかを計るための数値である。ベトナムの対中輸入シェアを世界の対中輸入シェアで除算したものが、ベトナムの対中国輸入結合度となる。1 を示せば世界平均と同程度の結合度であり、2 であれば 2 倍の結合度、0.5 であれば世界の半分の結合度ということになる。

図表 2 を見ると、2020 年における米国からの輸入結合度は 0.4 であり、世界標準以下となっているのに対し、韓国 (7.1)、中国 (3.1)、日本 (2.4) であった。つまり、ベトナムの輸入において、最も存在感があるのは韓国であり、それは世界が韓国から輸入する水準の 7 倍超も緊密なお付き合いをしていることを示すものである。中国も 3 倍超であり結合度は高いものの、これは両国が近接する位置にあることを考えれば、特段高い数値とはいえないであろう。

図表 1 ベトナムの国・地域別輸出入額の推移

輸出	(単位：100万ドル)					輸入	(単位：100万ドル)				
	2000	2005	2010	2015	2020		2000	2005	2010	2015	2020
世界	14,482	32,537	70,249	160,261	279,044	世界	15,646	36,761	83,365	175,034	277,899
米国	733	5,924	14,238	33,475	77,072	中国	1,401	5,900	20,019	49,441	84,198
中国	1,536	3,228	7,309	16,568	48,880	韓国	1,754	3,594	9,761	27,579	46,862
日本	2,575	4,340	7,728	14,100	19,269	日本	2,301	4,074	9,016	14,182	20,277
韓国	353	664	3,092	8,915	19,125	台湾	1,880	4,304	6,977	9,258	16,590
香港	316	353	1,464	6,959	10,436	米国	364	863	3,767	7,793	13,764
オランダ	391	659	1,688	4,760	6,995	タイ	811	2,374	5,602	8,270	10,945
ドイツ	730	1,086	2,373	5,707	6,639	マレーシア	389	1,257	3,413	4,185	6,576
インド	47	98	992	2,470	5,234	インドネシア	345	700	1,909	2,738	5,388
英国	479	1,016	1,682	4,645	4,951	オーストラリア	293	499	1,444	2,022	4,677
タイ	372	863	1,183	3,178	4,904	オーストリア	293	499	1,444	2,022	4,677

(資料) IMF, “Direction of Trade Statistics (DOTS)” より筆者作成

図表 2 ベトナムの輸入結合度の推移

	2000	2005	2010	2015	2020
中国	2.5	2.7	2.9	3.2	3.1
韓国	4.9	4.1	4.5	6.1	7.1
日本	2.8	2.5	2.6	2.2	2.4
米国	0.1	0.2	0.4	0.3	0.4

(資料) IMF, “Direction of Trade Statistics (DOTS)” より筆者作成

2. 付加価値貿易で見る中国の存在感

既述のとおり、図表 1 で通関ベースによる貿易統計を確認した。これによると、2020 年、ベトナムの輸入に占める中国のシェアは 30.3%に達している。ただし、これは通関統計によるものであり、制度上の原産地規則による統計である。例えば、韓国から輸入する工業製品に中国で生産された部品や加工された素材などの「中国付加価値」も含まれているはずで、こうした付加価値の大きさこそが、中国の本当の工業力や存在感を示す指標となる。

そこで経済協力開発機構 (OECD) が発表する付加価値貿易統計でベトナムの輸入に占める中国付加価値比率の推移を見たものが、図表 3 である。2018 年のベトナムの輸入に占める中国の付加価値比率は、工業製品全体で 33.3%であった。これは通関統計による全輸入額に占める中国のシェアよりも少し大きな数値である。ベトナムが全世界から輸入する工業製品に占める中国付加価値比率であるため、日本や米国から輸入する工業製品にも中国の付加価値が相当含まれており、これらを全て合計すると全体の 33.3%になるという意味である。

中国付加価値比率が 4 割を超える高い品目は、繊維・革 (57.8%)、卑金属・加工金属製品 (44.5%) で、これらは工業製品の原材料に当たる製品群といえる。また、機械・設備 (34.0%)、コンピュータ・電気電子機器 (32.5%) も中国付加価値比率が高く、前者は生産財として最終製品が輸入され、後者は部品やモジュールなど中間財が輸入され、これらに中国付加価値比率が 3 割以上含まれるということである。一方、自動車やオートバイなど輸送機械 (9.7%)、木材・紙製品・印刷物 (14.6%) などは中国付加価値比率が相対的に低かった。ベトナムの自動車とオートバイの生産は日系企業によるものが大部分を占めており、部品などの供給網は日本および ASEAN 諸国などと結びついていると考えられる。このため輸送機械の中国付加価値比率が低いのであろう。

いずれにせよ、ベトナムは中国からの産業移転の受け皿となり、最終製品の組み立てや加工のための生産立地が増えている。こうした生産工場の部品、材料、設備などで中国依存は今後も高まっていくことが予想され、さらに中間財へと波及しながら、しばらくは中国の工業生産力を活用したベトナム工業化の深化が進むと考えられる。この見地から、ベトナムが工業化する過程において、中国の生産力や供給力を活用できることはベトナムのメリットであり、貿易に占める中国の存在感が高いことは必然ともいえるのである。

図表 3 ベトナムの輸入に占める中国付加価値比率の推移

	(単位: %)				
	2000	2005	2010	2015	2018
製造業	5.2	15.3	25.3	33.1	33.3
繊維・革ほか	3.9	30.0	46.1	57.3	57.8
木材・紙製品・印刷物	5.5	3.0	5.8	11.5	14.6
化学・非鉄金属・鉱物製品	6.7	14.6	20.1	21.5	25.5
卑金属・加工金属製品	6.6	18.4	21.9	46.1	44.5
コンピュータ・電気電子機器	2.0	11.8	35.9	39.2	32.5
機械・設備	6.2	14.5	29.5	31.9	34.0
輸送機械	3.1	10.3	11.7	17.1	9.7

(資料) OECD, “Trade in Value Added”より筆者作成

3. 外国直接投資に見る中国

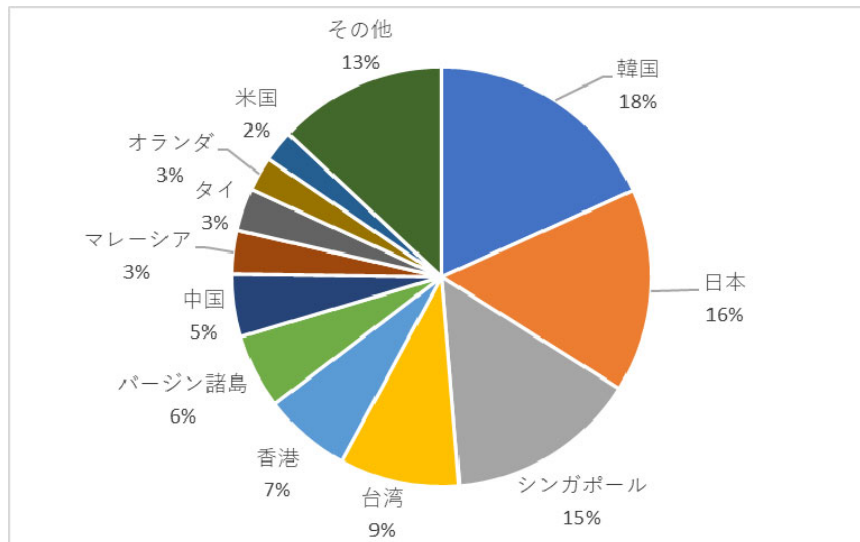
図表 4 は、ベトナムの国・地域別の 2020 年末残高ベースでの対内直接投資のシェアを示す。ベトナムが対内直接投資の受け入れを本格化させたのは 1990 年代初頭であり、当初は日本が最大の投資国であった。また、日本、韓国からの投資には製造業が多いのに対し、シンガポール、台湾、香港などは都市開発やホテル・オフィスビル開発といった不動産開発の割合が多いとされる。2000 年代後半から韓国系サムスン電子のスマートフォンの大規模工場や関連産業の投資も活況となり、現在では最大の投資国は韓国となっている。

ベトナム統計総局 (GSO) によれば、対内直接投資残高は 3862 億 3400 万ドルで、件数は 3 万 3062 件に上る。また、1 位の韓国の 1 件当たりの投資額は 790 万ドルで、2 位の日本は 1,310 万ドル、シンガポールは 2,160 万ドルとなっている。韓国は投資総額こそ大きいものの案件数も 8,950 件と多く、1 件当たりの平均投資額は小規模となっている。また、シンガポールは不動産開発など 1 件当たりの投資額が大きいことが分かる。

中国からの投資は全体の 7 位で、投資残高全体の約 4.8% を占める。冒頭で述べた通り中国の対世界投資残高シェアは 6% であることから、ベトナムに対する投資結合度は 0.8 となるので、決して緊密であるとはいえない。また、1 件当たりの投資額も 590 万ドルと上位 10 カ国のなかで最小規模である。中国からの対外直接投資は中国政府による許可が必要で、一般的に資本移動は容易ではないとされる。香港に上場した中国企業が香港から投資するケースもあり、中国の大企業を中心に香港経由での投資が多いということも指摘される。香港からの投資は全体の 7% を占め、5 番目に位置している。この中の一部が中国企業によるものとしても、残高ベースで見る中国の存在感は決して大きくはない。ここでも貿易に占める存在感同様に、韓国のプレゼンスが大きく、ベトナムは韓国偏重の貿易投資の構造であることが明らかである。

2018 年頃から顕在化した米中対立によって、製造業を中心とした中国企業の対外投資は今後も増加すると考えられる。ただし、大規模投資を伴うプロジェクトは、中国政府の認可が必要となるため、例えば半導体、蓄電池、レア・アースの加工、電気自動車、通信機械といった戦略的な業種の対外投資は抑制される可能性がある。つまり、引き続き履物や衣類、雑貨、家具、家電といった軽工業品が中心となる投資であるならば、対内直接投資で中国のプレゼンスが急拡大するとは想定できないであろう。

図表 4 ベトナムの国・地域別対内直接投資残高（2020 年末）



（資料）ベトナム統計総局（GSO）ウェブサイトより筆者作成

4. まとめ

ベトナムと中国との関係は他の東南アジア諸国と中国との関係とは異なっている。それは、ベトナムが中国と同じ社会主義市場経済化国であり、共産党の一党独裁の国であるという点による。すなわち、両国はお互いの共産党による政治体制が安定的であることが双方にとって重要だと考えている。南沙諸島などの係争事項はあるものの、両国の関係は政府、党、軍のレベルで緊密であり、ベトナムにとって中国は外交的には最上級の相手国を意味する「全面的戦略パートナー」とされている。

既述のとおり、経済関係でも両国は緊密な関係にある。貿易相手国として中国の存在が大きいのは、産業内国際分業が水平的かつ大規模になされているからである。そこには中国企業というよりも、多国籍企業の合意的な分業が中国とベトナムの結びつきを加速させている面が強い。今後も、FTA カバー率が高く、輸出生産に有利なベトナムでの生産は中国企業にとっても魅力的であると考えられるが、資本移動の制約がある以上、技術提携や業務提携を中心とする中越企業の協業が進んでいくのではないかと考えられる。

（執筆者連絡先）

専修大学 商学部 教授 池部亮



カーボンニュートラルのグローバル動向と中国進出企業における課題例

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
グローバルコンサルティング部
マネージャー 長谷川賢

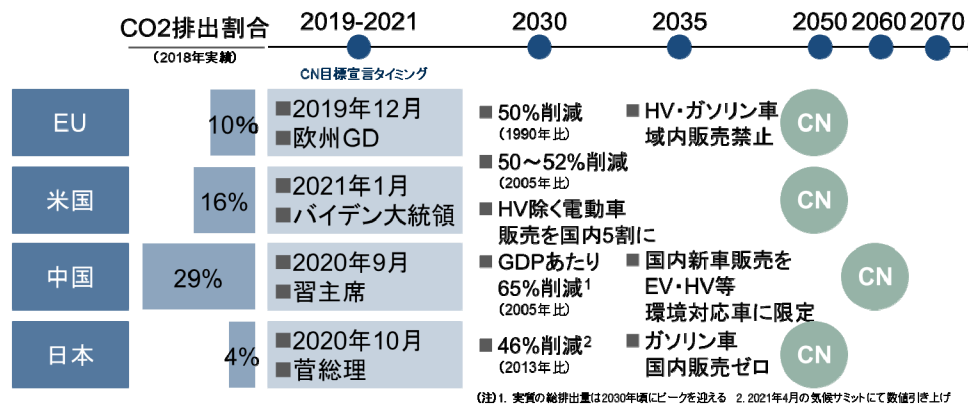
2021 年 10 月末から開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）に代表されるように、世界中で脱炭素への気運が高まっている。主だった国や企業は次々にカーボンニュートラル達成目標を宣言し、もはや世界的に不可逆的な流れとなっている。今回、主要国・地域における方針を受けて、中国進出している日系企業が事業継続するにあたっての課題について整理する。

1. 脱炭素／カーボンニュートラルに向けた世界的な潮流

1-1) 主要国・地域の方針

まずは、全世界の CO2 排出の約 6 割を占める欧米中日における方針を紹介する。いち早く 2050 年カーボンニュートラル達成を宣言したのは欧州連合（EU）であり、追随して日本、米国も宣言している。一方、世界で最も CO2 排出割合が大きい中国は、自国の経済成長との兼ね合いを見ながら現実的に 2060 年を目標として掲げている。

図表 1：主要国のカーボンニュートラル目標宣言状況



(出所) 各種公開情報より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

各国の立ち位置の違いを見てみると、EU はカーボンニュートラルに向けて積極的な方針を持ち、タクソノミー（持続可能性に貢献する経済活動の分類体系）や国境炭素税のような国際的な枠組み案の策定にも前のめりで、いわば「ルールメーカー」になろうとしている。それに続けて、米中もルールメイクに乗り出し、世界の主要国・地域が次なる経済成長の芽を育てようと競争している。一方、日本は現実的なアプローチを描く立ち位置を取り、依然化石燃料も重要な中国・インド・東南アジア諸国連合（ASEAN）等と連携しながら、アジア版の対気候変動の枠組みの形成を目論んでいる。

図表 2：主要国・地域それぞれのカーボンニュートラルにおける立ち位置



(出所) 各種公開情報より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

1-2) 国際潮流による企業への影響

脱炭素社会に向けた政策やルールが進展していく中、企業レベルで見ると大きく3つの影響が考えられる。第一に、「収益構造」について、これまでは外部不経済（経済活動の外側で発生する不利益）であった温室効果ガス（GHG）排出コストが炭素税のような形で顕在化し、企業の収益性に影響を及ぼすことが想定される。第二に、「資金調達」の視点では、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）のような国際機関が主導して気候変動情報開示のグローバル基準化を推進しており、金融市場において資金調達をするための要件になりつつある。第三に、「サプライチェーン」において、一部の先行企業は脱炭素に取り組んでいるサプライヤーと優先的に取引するようになってきており、企業間の取引条件が変わろうとしている。

以上により、既存の産業構造が変わりつつある中、各企業はカーボンニュートラルに重要な経営課題として取り組むようになり、まさにゲームチェンジという状況になっている。具体的には、このあと中国進出の日系企業の立場でいくつかの例を取り上げる。

図表 3：カーボンニュートラルによって企業が受けた影響

収益 構造	カーボンプライシング適用 (企業の収益構造の転換)	■ 規制の具体化により、現状は外部不経済となっているGHG排出コストが顕在化
資金 調達	気候変動取組開示義務化 (資金調達要件の転換)	■ 金融市場のサステナブル化により、脱炭素対応が不十分な企業へ圧力が高まる
サプライ チェーン	カーボンニュートラル対応 が企業間取引条件となる	■ 先進企業がサプライチェーン全体の脱炭素化に取り組み、カーボンニュートラル対応の優劣が競争優位性につながる

(出所) 各種公開情報より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

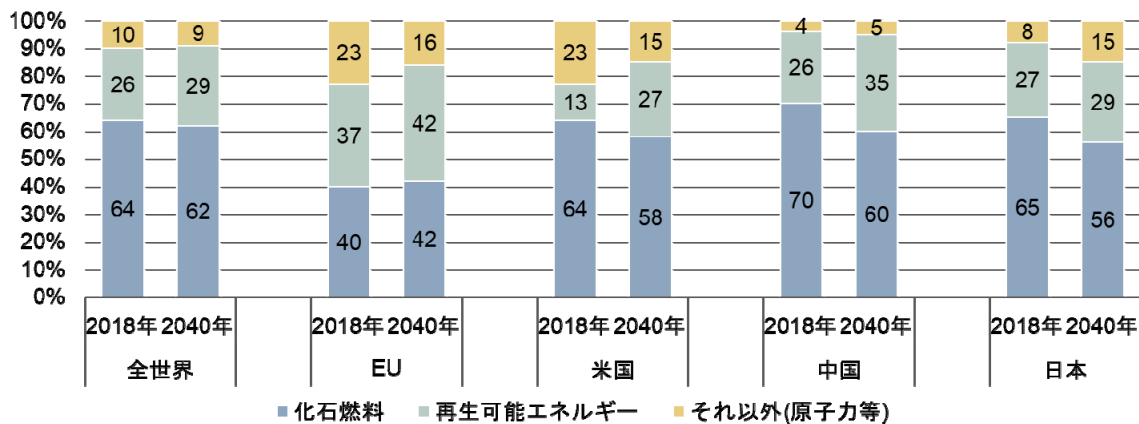
2. 中国進出の日系企業が抱える課題例

2-1) 化石燃料依存が高いエネルギー事情への対応

中国の電源構成は他国と比べて化石燃料への依存度が高く、この傾向は当面の間続くと予測されている。予測の前提として、国家主導による環境規制や環境配慮技術の開発、国際的な技術協力の推進があるとされているが、これらを考慮しても2040年における中国の電源構成の約6割が化石燃料と見られている。そのため、中国生産拠点にてカーボンニュートラルを達成するには、

自前での再生可能エネルギー調達など、企業の自助努力を他地域生産拠点よりも積極的に行う必要があることは認識しておかなければならない。

図表 4：主要国・地域の電源構成 (2018 年実績 vs 2040 年予測)

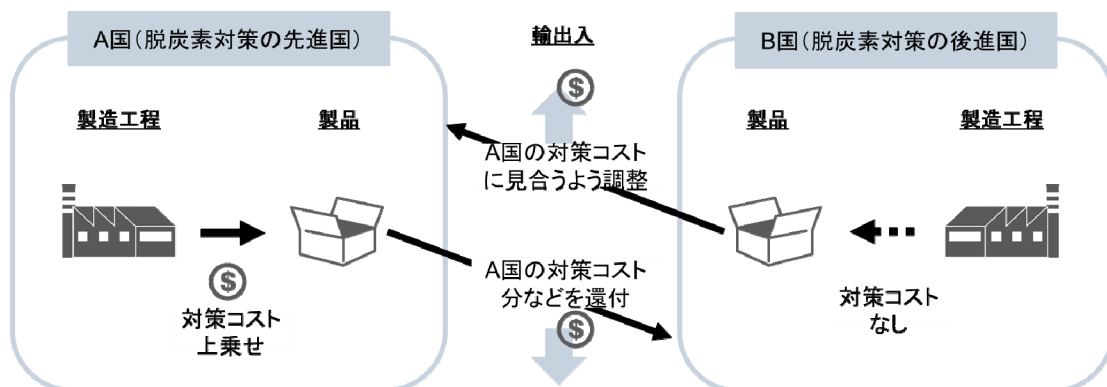


(出所)「IEEJ Outlook 2021」より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

2-2) 国境炭素税適用開始への準備

また、欧米が中心となって検討している国境炭素税にも注意が必要である。脱炭素対策が不十分な国からの輸入に対して、一種の関税のような形で本来かかるべき対策コスト分を付加する措置である。欧州では 2023 年から、米国では 2024 年から部分的に開始が見込まれており、中国から対欧米への輸出においてしかるべき対応（生産時における CO2 排出量の報告、および、その量に応じた金額支払い等の想定）が求められることになる。当面は炭素集約的な一部セクター（セメント、鉄・鉄鋼、アルミニウム、肥料、電力など）に限定されるようだが、対象セクターの範囲拡大可能性もあり、引き続き注視が必要である。

図表 5：国境炭素税の考え方



(出所) 各種公開情報より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

以上、世界的な脱炭素／カーボンニュートラルの動向の中で、とりわけ中国に進出している日系企業が今後も事業継続していくにあたっての課題例を取り上げた。末筆ながら、皆さまが今後の中国事業を考える上で本特集が一助になることを期待させていただく。

(執筆者連絡先) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : ken-hasegawa@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



経 済

2022 年の経済運営方針 ～ 下振れリスク山積の中、「安定」維持を最優先

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

調査部

研究員 丸山健太

1. 中央経済工作会议の開催

2021 年 12 月、中国で中央経済工作会议が開催された。同会議では、習近平総書記をはじめとする指導者が 2021 年の経済情勢を総括し、2022 年の中国経済の運営方針を議論した。

2021 年は、2025 年までの経済・社会運営方針を定めた第 14 次 5 ヶ年計画の初年度であったが、党中央の指導の下、好調なスタートを切ったと評価された。もっとも、需要縮小、供給ショック、弱気の予想という三重の圧力に直面しているとの認識を示すなど、指導部はコロナ禍や不動産業界の苦境といった中国経済が直面する下振れリスクを注視している。

このような現状認識を基に、2022 年の経済運営方針について、7 つの重点政策が掲げられた（図表 1）。また、共同富裕や脱炭素、燃料や食料といった一次産品の供給確保などについても、重要課題として列挙された。以下では、マクロ経済政策、共同富裕、脱炭素に焦点を絞って概説する。

図表 1. 2022 年の経済運営の重点政策

重点政策	概要
マクロ政策を穩健で有効なものに	積極的な財政政策と穩健な金融政策
ミクロ政策で市場主体の活力を刺激	独占や不正競争の是正、知的財産権の保護強化
構造政策で国民経済の循環を円滑に	供給制約の解消、製造業の競争力の向上、不動産業界の健全化
科学技術政策の着実な実行	産学研結合の深化、企業のイノベーション主体としての地位強化
改革開放政策で発展動力を刺激	グローバル企業の対内投資促進、「一帯一路」の質の高い発展推進
地域政策で発展の均衡性・調和性の強化	農村振興の推進、新型都市化建設の質向上
社会政策で民生の最低ラインを守る	柔軟な労働市場と社会保障政策の整備、高齢化への積極的な対応

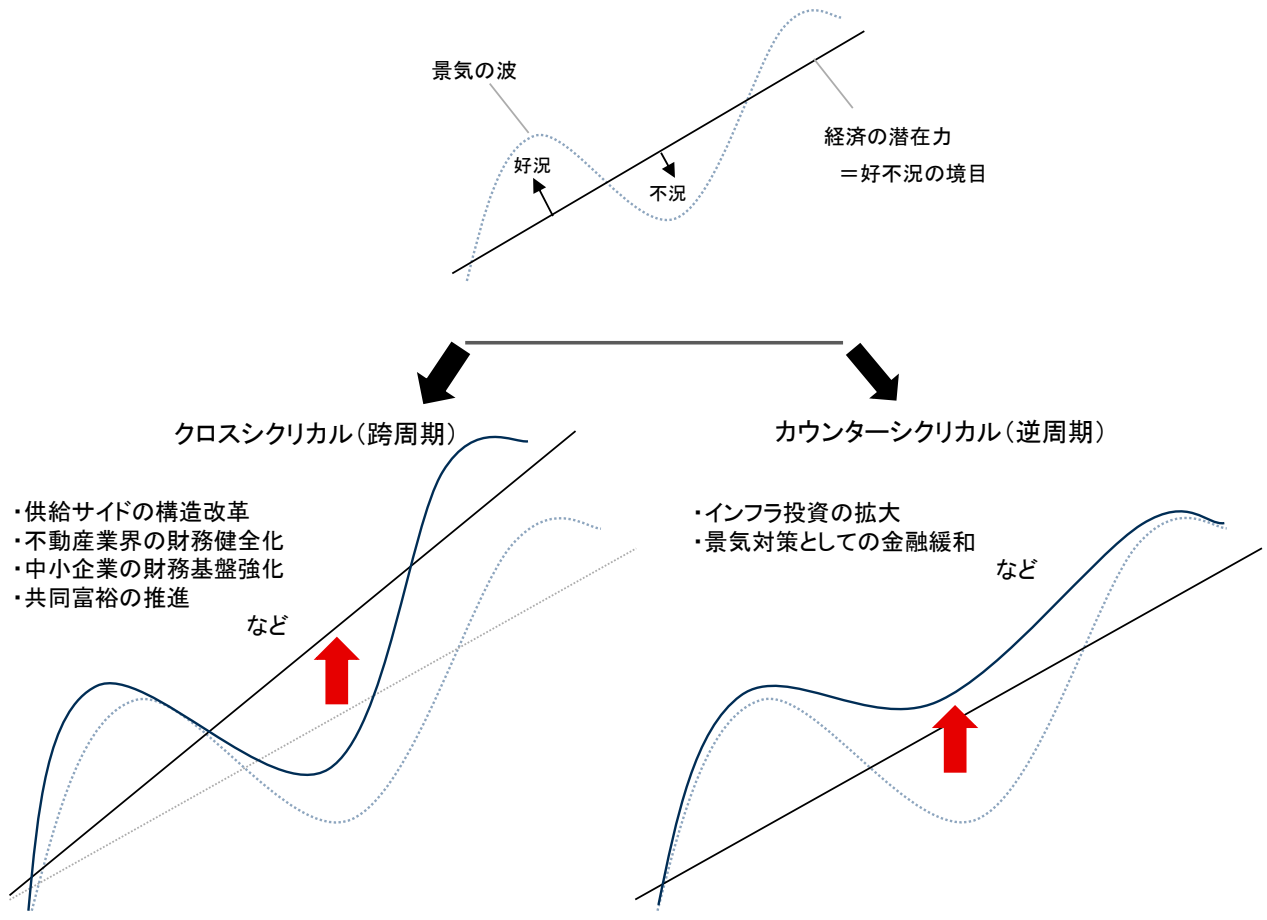
（出所）新華社報道より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

2. 2022 年の財政・金融政策 ～ 「安定」維持が最優先

中国経済が多くの下振れリスクに直面していることを踏まえ、2022 年のマクロ経済運営の最重要方針に「安定」が掲げられた。経済運営の重点政策を示す前段で、「来年の経済運営で安定を第一にし、安定の中で前進を図る」と強調されたうえ、会議終了後の新華社報道では、「安定」を表す中国語の「穩」が 25 回登場した。

また、マクロ経済運営方針のもう 1 つのキーワードとして、「クロスシクリカル（＝跨周期）」がある。「クロスシクリカル」は、周期的な景気変動をまたいだ長期の成長に焦点を絞る政策姿勢を示す（図表 2）。この対義語は「カウンターシクリカル（＝逆周期）」であり、景気変動による落ち込みを極力小さくする政策を示す。中国政府は、短期的に高い成長率を維持するために「カウンターシクリカル」を重視するきらいがあったが、2021 年 7 月の中共中央政治局会議で「マクロ政策のクロスシクリカルな調節に取り組む」姿勢を打ち出すなど、このところの潜在成長力の低下に歯止めをかけることを目的に、「クロスシクリカル」重視にシフトしてきた。

図表 2. クロスシクリカルとカウンターシクリカル（概念図）



（出所）三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

中央経済工作会议では、財政政策と金融政策を組み合わせ、クロスシクリカルとカウンターシクリカルのマクロコントロール政策の結合を目指すとしつつ、特にマクロ政策のクロスシクリカルな調整を強化する方針が示された。指導部は、中国経済に下振れリスクが山積する中、最重要方針である経済安定を維持するため、インフラ投資などカウンターシクリカルな政策を講じつつ、不動産企業の財務健全化などクロスシクリカルな政策も推進する方針を強調した。

こうした基本方針を踏まえ、2022 年のマクロ政策については、積極的な財政政策と穏健な金融政策を継続するとした。

（1）財政政策

財政政策は、「財政支出の強度を保証し、進度を加速させる」とした。具体的には、減税をはじめとした企業のコスト低減策や、中小企業支援の強化、インフラ投資の緩やかな拡大などの政策が示された。中国経済は、依然としてコロナ禍からの回復途上にあること、多くの下振れリスクに直面していること、何より北京冬季オリンピック・パラリンピックや共産党大会を控え、景気の腰折れが許されない状況にあることから、相応の景気刺激策を準備していると見られる。

一方、財政の持続可能性や、効果的な支出を重視する方針も示されるなど、財政赤字の拡大や、地方政府の隠れ債務の膨張による不良債権問題の顕在化を防ごうとする姿勢も読み取れる。インフラ投資については、段階的に厳格化してきた投資基準（プロジェクトの収益性など）を、今後も維持すると見られる。

(2) 金融政策

金融政策は、「機動的かつ適切に実施し、流動性が合理的に充足された状態を維持する」とした。すでに 2021 年 12 月には、預金準備率を引き下げたほか、事実上の政策金利である最優遇貸出金利（1 年物）の引き下げを行うなど、政策当局は追加の金融緩和策を相次いで実施した。

インフレ抑制のため、金融引き締めへの転換を明確にした米国や英国など他の主要国と異なり、中国では物価上昇率が前年比+2%台と落ち着いている。また、マイナス金利を導入済みの日本や欧州などと異なり、金融緩和の余地もある。このため、資金流出や人民元安などのリスクに配慮しつつ、景気下支えのために一段の追加金融緩和を実施する公算が大きい。

同時に、金融機関が中小企業、科学技術イノベーション、グリーンな発展など、実体経済の支援を行うよう指導する方針を示すなど、潜在成長力の向上を目指すクロスシクリカル観点から、金融機関の貸出先を長期の成長分野にシフトさせる政策姿勢もうかがえる。

3. 共同富裕と脱炭素

中央経済工作会议では多くの論点が挙げられたが、特に「共同富裕」と「脱炭素」が重要である。

共同富裕は「国民全体で豊かになろう」という政治的スローガンであり、2021 年 8 月の党中央財經委員会で習総書記が強調したことをきっかけに注目されるようになった。共同富裕をめぐるのは、大手ネット企業への独占禁止法適用による罰金の賦科や、成功した企業や個人への事実上の寄付の強要など、平等を追求するあまり、成長力が低下し、「縮小均衡」に陥るとの懸念も指摘されている。

中央経済工作会议では、このような懸念を払拭するため、共同富裕を目指すうえで、社会の生産力を発展させ、まず経済の「パイ」を拡大し、その後に「パイ」を配分する基本方針が示された。

脱炭素は、国際的な取り組みであり、経済成長を持続させる条件にもなりつつある。電気自動車はその好例と言えよう。第 14 次 5 カ年計画においてもエネルギー使用量や二酸化炭素排出量に関する数値目標を設定するなど、積極的に取り組む姿勢を見せている。しかし、その動きが当初想定よりも前倒しで進んだことで、2021 年後半には世界的にエネルギー需給の逼迫が生じ、中国でも電力不足という形で経済的な歪みが表面化した。このため、中央経済工作会议では、太陽光や風力などを用いた新エネルギーの開発・普及とともに、脱炭素を漸進的に進めていくべきとの方針が示された。

2022 年は北京冬季オリンピック・パラリンピックや共産党大会といった重要な政治日程が控えていることもあり、指導部は慎重な経済運営姿勢を堅持するだろう。世界経済にとっても、中国経済が「安定」を維持できるか否かが、コロナ禍からの本格的な回復の鍵を握る。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング

E-mail : k.maruyama@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



人民元レポート

春節休暇後の人民元安に注意

三菱 UFJ 銀行

グローバルマーケットリサーチ

チーフアナリスト 井野鉄兵

1 月のレビュー

中国人民元対ドル相場は 6.37 台前半で取引開始。中一米金利差縮小が意識されるなか、6 日には昨年 11 月以来の 6.38 台半ばまで下落した。もっとも、その後は 31 日からの春節休暇入りを控えた資金調達ニーズによる外国為替市場での人民元買いが続き、断続的に人民元高が進行。18 日には昨年高値を更新し 6.33 台に突入し、26 日には 2018 年 4 月以来の 6.32 絡みの水準まで上伸している。ただ、翌 27 日はタカ派的との評価の米 FOMC を受けてドル高地合いとなるなか、人民元も 6.36 台後半まで急落。春節休暇入り前日の 28 日も 6.36 台を中心とした取引が続いた。対円相場は年末の円安進行を受け、4 日に 2016 年 2 月以来の 18.2 台まで上昇した。月中はリスク回避的な円高進行もあって、14 日には 17.6 台まで下落するも、その後は反発。月末にかけて 18.2 台を試す展開となっている。

1 月も人民元高地合いが継続

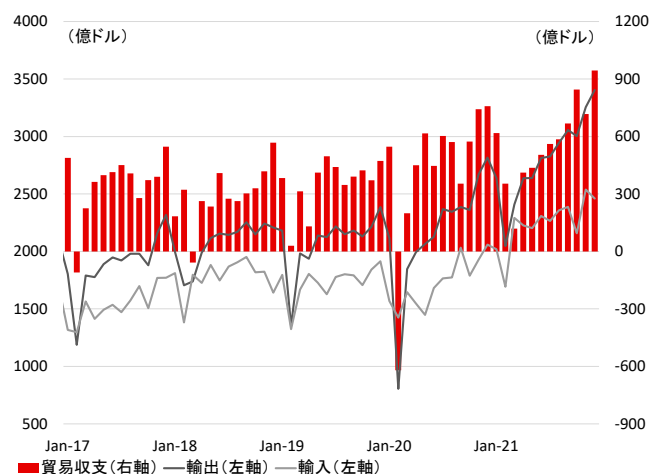
対ドル相場は、年が変わったことで目線が切り上がったかのように、昨年最終盤以上のペースでの上昇が 1 月終盤の米 FOMC まで続いた。この間、対ドルだけではなく、CFETS 人民元指数も 2015 年 8 月以来の高水準に達している（第 1 図）。すなわち、1 月も人民元高地合いが続いたと言っていだろう。直近 12 月の貿易収支は改めて過去最高を更新し、「実需の人民元買い」圧力は根強い。そのなかで、この月末からの春節休暇を控えた資金需要が人民元高に繋がった（第 2 図）。人民銀も月中盤以降は積極的な流動性供給を実施したものの、輸出企業中心に保有する外貨は潤沢で、外国為替市場において人民元資金を確保する動きは活発だった。米 FOMC 後のドル高を受けて、対ドル相場は 1 月の上昇分を解消する動きとなっているが、それでも相対的な人民元の下げ幅は小さい。人民元指数はむしろ上昇し、そのまま春節休暇に突入した。

第 1 図：対ドル相場、CFETS 人民元指数



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：貿易収支



(資料) 中国税関総署より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

人民銀は金融緩和姿勢を明確にしている

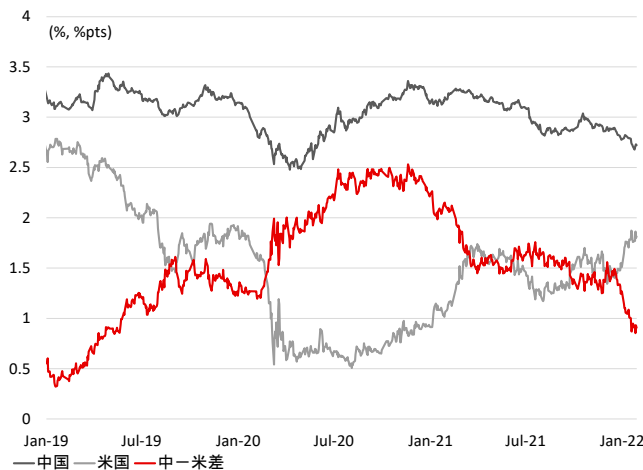
昨年後半に景気減速が鮮明となったこともあり、今年は 10 月の共産党大会に向けて経済成長を「安定させる」ことが重要課題となる。正式には 3 月の全人代で示達されるが、国務院参事からは今年の成長率は+5.5%程度との発言があった。昨年の成長率は前年比+8.1%だったものの、10-12 月期だけでみると同+4.0%まで減速していた。このことに鑑みると、決して低い目標ではないだろう。一方、国家発展改革委員会は「安定的で健全かつ持続可能な経済発展に向けて、経済運営上のニーズに応じて関連する措置をタイムリーに打ち出していく」との方針を示す。金融政策面でも、「迅速に動き、先を見据えた運営を行い、市場の期待に先行して行動し、市場の一般的な懸念にタイムリーに対応する」と劉国強・人民銀副総裁は発言している。

人民銀はすでに、昨年中盤から預金準備率の引き下げに着手するなど、金融政策スタンスに緩和バイアスをかけてきた。12 月には事実上の政策金利である貸出優遇金利（LPR）の引き下げ、すなわち「利下げ」にも踏み切っている。1 月も、17 日に LPR のベース金利とも言える中期貸出ファシリティ（MLF）金利を 10bp 引き下げ、20 日には LPR の追加引き下げを決定。また、1 年物のみを対象とした 12 月の利下げ時とは異なり、1 月は 5 年物も引き下げ対象としている。5 年物は住宅ローンの基準金利としての位置付けもあり、人民銀の緩和スタンスが強まったことを象徴する動きとも言えそうだ。さらに、この後も常設貸出ファシリティ（SLF）金利や、14 日間のリバースレポ金利を相次いで引き下げている。先の人民銀副総裁発言を踏まえると、目先は預金準備率の引き下げや実質的な利下げなど、追加的な緩和措置が検討される環境が続くとみていいだろう。

米国との金融政策スタンスの差は明確だが

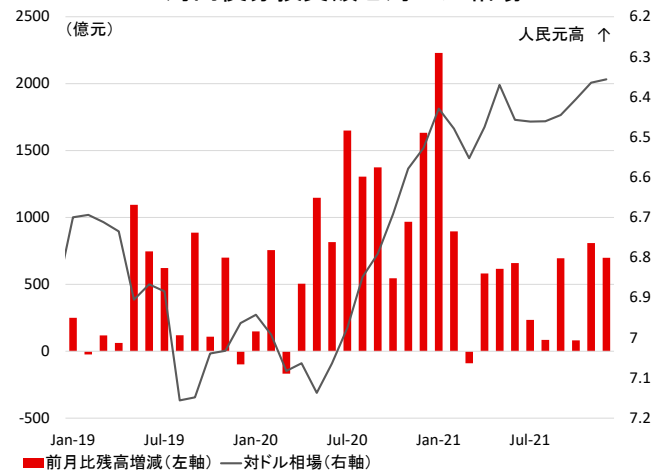
こうしたなかで、中国国債の利回りは断続的に低下している。他方、FRB のタカ派化もあって米国債利回りには上昇圧力がかかってきた。結果的に、ここまで中－米金利差が大幅に低下。10 年物国債の利回り差は、コロナ禍前 2019 年 4 月以来の低水準となっている（第 3 図）。2020 年後半以降、中－米金利差拡大が対内債券投資の拡大に繋がり、人民元高の要因となっていた反面、2021 年に入り金利差縮小の傾向がはっきりすると、対内債券投資の流入規模は縮小し、人民元高のペースも鈍化した（第 4 図）。よって、一段の金利差縮小は人民元安を想起させる。ただ、金融政策の方向性が中国＝緩和、米国＝引き締めと違いが鮮明になり、断続的な金利差の縮小をみているものの、これまでのところ対内債券投資が流出に転じる様子はいまだにない。昨年 10 月から、FTSE ラッセルが旗艦インデックスである世界国債インデックス（WGBI）に中国国債を組み入れたために中国国債の需要が相応にあることに加え、インフレを加味した実質金利でみると（消費者物価ベースでは）依然プラス圏にある中国国債への投資妙味が残っていることが要因として考えられる。こうした状況を踏まえると、中－米間の金融政策格差がすなわち趨勢的な人民元安を招くとみるのは早計と言える。現時点では、人民元高圧力を弱める要因程度に考えておきたいところだ。

第 3 図：中・米長期金利



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 4 図：bondコネクトを通じた
対内債券投資額と対ドル相場

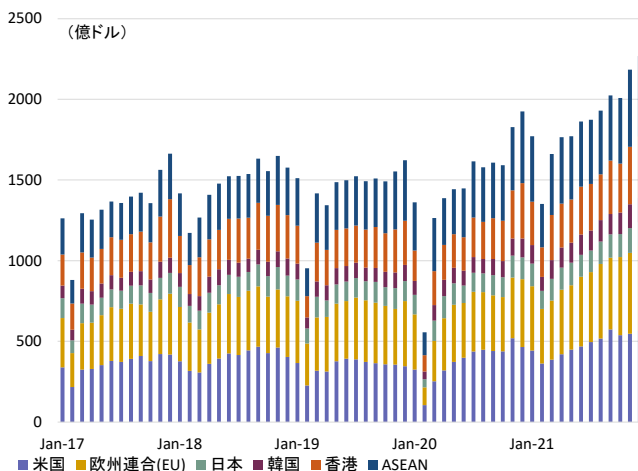


(資料) Bond Connect、Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

貿易収支の黒字拡大は頭打ちへ

こうしたなか、ファンダメンタルズの変化にも注意を向けたい。貿易統計をみると、輸出は直近 12 月も前年比+20%を超える伸びを記録した。商品価格上昇もあって輸入も拡大しているが、政府のゼロコロナ戦略による内需抑制に一部相殺される格好となり、輸出の伸びには届かない状況が続く。このため、貿易収支の黒字幅も依然拡大傾向にある。輸出は、人民元高や原材料価格などの逆風にさらされながらも、携帯電話などの通信機器をはじめとする電気・電子製品や衣料品、農作物等幅広い品目が伸びを牽引。仕向け先別では、米国向けはこの数カ月やや伸び悩んでいるが、欧州などその他地域向けが全体の伸びを支えている(第 5 図)。欧州ではオミクロン株蔓延による行動制限がみられたものの、需要拡大期であるクリスマスシーズンだったことが輸出の拡大に繋がったものと考えられる。この点、今後も同じようなペースで輸出が拡大するかは不透明感が強い。たとえば、IMF が 1 月に発表した直近の世界経済見通しでは、中国にとっての主な輸出先である米国、欧州の成長率予想が軒並み下方修正された(第 1 表)。現時点で外需腰折れとまで悲観視する必要はないだろうが、中国の輸出の勢いが削がれる可能性があることに注意しておきたい。一方、資源、商品価格が上昇ないし高止まりの状態が長引くなか、輸入の増勢は続きそうだ。よってこの先、貿易収支の黒字幅拡大が頭打ちになる可能性をみておきたい。

第 5 図：仕向け先別輸出額 (主要先のみ)



(資料) 中国税関総署より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 1 表：IMF の世界経済見通し

	7月時点	10月時点	1月時点	
	2022	2022	2022	2023
世界	4.9	4.9	0.0	4.4 -0.5 3.8
米国	4.9	4.5	-0.4	4.0 -1.2 2.6
ユーロ圏	4.3	4.3	0.0	3.9 -0.4 2.5
英国	4.8	5.0	0.2	4.7 -0.3 2.3
日本*	3.0	3.2	0.2	3.3 0.1 1.8
豪州	3.0	4.1	1.1	4.1 0.0 2.5
新興国	5.2	5.1	-0.1	4.8 -0.3 4.7
アジア	6.4	6.3	-0.1	5.9 -0.4 5.8
中国	5.7	5.6	-0.1	4.8 -0.8 5.2

(注) 日本は年度ベース
単位は%、%pts

(資料) IMF より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

当局の人民元高牽制姿勢に注意

2020 年中盤以降の人民元高要因を点検するに、その勢いこそ弱まることが見込まれるものの、現時点で大幅な人民元安に転じるとまでは言い難い。対ドル相場は、FOMC 後のドル高によりやや人民元高方向に押されており、目先はドル高優勢となることもあろうが、人民元指数は高止まりしそうだ。かかる環境下、劉国強・人民銀副総裁は、人民元相場が「短期的にバランスのとれた水準¹」から逸脱することもあり得るが、中長期的には市場要因や政府の政策によって是正されるだろう」と発言した。この発言は一見すると、足もとの人民元高を容認しているかのようだが、場合によっては「政府の政策によって是正」することを明言しているものであり、人民元高を牽制する意図があるものと解釈すべきだろう。当局はこれまで、国内適格機関投資家の対外証券投資枠拡大や、外貨の預金準備率引き上げなどといった事実上の人民元高抑制策を講じてきた。それでも人民元高が進行していることを踏まえると、為替介入など直接的な追加措置に踏み切ることも否定はできないだろう。かかる政策対応への期待（懸念）は人民元高を抑制しよう。なお、春節休暇からそのまま北京での冬季五輪開催へと繋がる。このため大気汚染対策として企業活動を大きく制限することも検討と報じられている。もともと春節休暇後は資金需要の低下が見込まれるうえ、貿易実需による人民元買い圧力の低下が重なるとなれば、2 月単月では人民元安方向への水準調整が進行するリスクに注意が必要だ。

予想レンジ

	22 年 2 月～3 月	4 月～6 月	7 月～9 月	10 月～12 月
USD/CNY	6.300～6.500	6.325～6.575	6.375～6.625	6.425～6.675
CNY/JPY	17.7～18.4	17.6～18.3	17.3～18.0	17.0～17.7

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2022 年 1 月 31 日)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

チーフアナリスト 井野鉄兵

Tel : 03-6214-4185 E-mail : teppei_ino@mufg.jp

¹ 人民銀は、人民元相場について「合理的かつ均衡のとれた水準で推移」させるとの方針を掲げている

**税務会計: 中国全土でハイテク企業の管理を強化**

KPMG中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

概要

企業の研究開発への投資を促進するために、中国は、政策レベルで研究開発に係る税制優遇政策の推進と実施に力を入れている。また、この税制優遇政策を適用するハイテク企業への管理強化にも取り組んでいる。企業は、研究開発管理体制を構築・整備し、税制優遇政策のメリットを十分に享受するとともに、関連する税務コンプライアンスリスクを管理し、「享受すべき優遇政策を可能な限り享受し、優遇政策の享受には適切な根拠を有する」ことを目指すべきである。

背景

第 14 次 5 カ年計画及び 2035 年長期目標綱要では、革新駆動型発展の維持、企業の技術革新能力の向上、企業革新の主導的な地位の強化を明確にした。税制面では、ここ数年、中国は研究開発費の割増損金算入やハイテク企業などに対する政策措置により、企業が高水準の研究開発投資を持続できるよう継続的かつ強力に支援している。2020 年、中国のハイテク企業数は、前年比 24% 増の 27 万 5,000 社となり、全国の企業の研究開発費の割増損金算入による減免税額は 3,500 億人民元を上回り、前年比で約 25% 増となった。国家税務総局は、2021 年 9 月 13 日付けで「研究開発費の割増損金算入政策の徹底実施に係る問題に関する国家税務総局の公告」(国家税務総局公告 2021 年第 28 号) を公布し、企業が 10 月に第 1 から第 3 四半期の研究開発費の割増損金算入を予納・申告することを承認する。主管部門は、租税政策を通じた継続的な奨励とともに、ハイテク企業の研究開発管理に対しても、より高いコンプライアンス要件を打ち出し、管理強化を推進している。

ハイテク企業の認定において、認定審査はますます厳しくなっている。なかでも実地検証(または「現場検証」)は、ハイテク企業の認定管理において既に常態化し、北京市、青島市、海口市など、多くの地域の科学技術主管部門は、専門家による審査に合格した申請企業の一部に対して実地検証の実施を要求している。また、蘇州市、広州市の一部の行政区、珠海市などでは、ハイテク企業の資格認定を申請するすべての企業に対して実地検証の実施を要求している。裏付け資料の審査について、一部の地域では、個人所得税と社会保険申告システムへの入力状況を科学研究担当者リストにある情報と 1 人ずつ照合すること、ソフトウェア著作権のあるソフトウェアを逐一起動すること、現場検証後に企業からの追加資料を認めずに現地でのみ企業資料の原本を確認することなどを打ち出した。

主管部門は、既に認定されたハイテク企業の資格審査をさらに強化した。例えば、中国でハイテク企業が集中する省の 1 つである江蘇省の科学技術庁は、2020 年 8 月に「ハイテク企業の日常管理における自己検査・是正作業の着実な実施に関する通達」(蘇高企協弁〔2020〕5 号) を公布し、省内にある認定済みのハイテク企業を対象に厳格な検査を行うこととした。2021 年以来、北京市で 97 社、江蘇省で 220 社、広東省で 21 社のハイテク企業の資格認定を取り消した。ハイテク企業の資格認定を取り消された企業は、税金及び関連滞納金の追納を要求され、次のハイテク企業認定の申請にも支障を来すだけでなく、企業の評判と競争力にも影響を及ぼす。

科学技術部トーチセンターは、2021 年 9 月 17 日付けで「ハイテク企業認定管理作業検査の実施に関する通達」(国科火字〔2021〕133 号)を公布し、各地の認定管理機関によるハイテク企業の認定と監督管理作業を検査することをさらに提起し、全国 36 のハイテク企業認定管理機関の「自己検査・是正」、認定済みのハイテク企業に対する遡及的な検査、「既存のハイテク企業が 1 万社以上ある地域では、有効期間内のハイテク企業数の 20%以上から書類抜取検査を確保し、ハイテク企業が 1 万社未満の地域では、有効期間内のハイテク企業数の 30%以上から書類抜取検査を確保しなければならない。書類抜取検査の状況に応じて、一部の企業に対して実地検証を行う場合がある」ことなどを明確にした。

留意点

中国国内を適用範囲としたハイテク企業認定管理弁法は、2008 年に初めて公布され、2016 年に改訂・整備された。その施行から 13 年が経過し、各地の認定管理機関は、実地検証をますます重視するようになり、申請資料の信憑性と信頼性に対してより厳格な要求を提起し、ハイテク企業資格の 6 つの認定条件間のつながりをより重視するなど、長年にわたる管理作業において豊富な経験を蓄積してきた。

KPMG の観察によると、ハイテク企業の認定／検証に関するキーポイントは以下の通りである。

● 研究開発費

- ✓ 研究開発プロジェクトが「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」における企業の研究開発活動の定義を満たしているか？
- ✓ 人件費:核となる研究開発担当者及びそれをサポートする研究開発担当者が合理的に定義され、人件費が合理的に集計されているか？
- ✓ 直接投入費用:直接投入費用が通常の生産活動と研究開発活動の間で合理的に配賦され、合理的に集計されているか？
- ✓ 委託研究開発費:外部に委託した研究開発費について信憑性があり、独立企業間原則に合致しているか？
- ✓ 費用の集計が明確なロジックに準拠し、その合理性と信憑性を裏付ける十分な技術関連資料と会計証憑があるか？
- ✓ 三表の一致*:三表が一致している? 一致しない場合は合理的な説明の記載があるか?

*「三表の一致」とは、「企業所得税納税申告表」の期間費用明細表に記載されている研究開発費、企業監査報告書に開示されている研究開発費、ハイテク企業の研究開発費に関する特別検証報告書に記載されている研究開発費が一致することをいう。

● 科学技術担当者の人数

- ✓ 科学技術担当者が合理的に定義されているか?(例えば、研究開発と関連する技術革新活動に直接従事しているかどうか、または上記活動の管理や直接的な技術サービスの提供に専念しているか? 実際の勤務時間が 183 日以上となっているか?)
- ✓ 科学技術担当者が研究開発人件費に集計される担当者と一致しており、プロジェクト計画書などの技術プロセスファイルに記載されているプロジェクトチームの担当者と一致しているか? 一致しない場合は合理的な説明があるか?
- ✓ 十分な裏付け資料(例えば、人名簿、183 日以上 of 社会保険料もしくは個人所得税の納付証明、関連する専門資格、学歴、職歴などの証明、職務記述書など)の有無

● 知的財産権、ハイテク製品（サービス）、ハイテク収益、ハイテク分野

- ✓ 「研究開発プロジェクト、知的財産権、科学技術成果、ハイテク製品、ハイテク収益、ハイテク分野」の間で関連性と論理性があるか？
- ✓ 知的財産権の関連技術が、主要製品（サービス）の技術においてコアな補助的役割を果たしているか？
- ✓ 知的財産権とハイテク製品（サービス）の信憑性と関連性を裏付ける十分な資料があるか？

● その他のキーポイント

- ✓ 関連規定に従い、認定条件に関連する重要な変更状況（分割、合併、再編及び運営事業の変更など）を適時に報告しているか？
- ✓ 名称を変更した企業は、関連規定に従って適時に報告し、関連手続きを完了しているか？
- ✓ 認定申請前の 1 年間及び認定取得後、安全・品質に関する重大な事故や重大な環境法違反行為が発生しているか？
- ✓ 年度発展状況報告書を適時に記入・提出しているか？

日系企業に対する提案

近年、国の継続的な推奨に後押しされ、ハイテク企業の数及び研究開発への投資は増加し続けている。企業は、より多くの研究開発に係る税制優遇政策を享受するとともに、国と地方の管理要件にも留意し、関連する税務コンプライアンスリスクをコントロールすることにより、企業が健全かつ持続可能な状態で研究開発に係る税制優遇政策を享受することができる。企業には以下の対策を検討されるよう提案する。

- ✓ ハイテク企業資格認定を取得した企業は、資格維持の過程において、まずはこれまでの自社のリスクに注意し、ハイテク企業の 6 つの認定条件も考慮しながら、できる限り早く全面的に評価し、関連する裏付け資料を整理する。自己検査で特定した問題を速やかに是正し、いつでも主管部門の検査を受け入れる準備を整える必要がある。第 2 に、ハイテク企業の組織管理の要件に応じて、研究開発管理体制の構築と改善を強化し、特に研究開発活動と研究開発費との緊密な関連性と論理性を向上させる。第 3 に、ハイテク企業に関連する指標の変化に注意を払う。将来的に認定条件を満たせないと予測される場合、適時に業務上の取決めを調整、再編するか、またはハイテク企業認定からの合理的な撤退を検討する。
- ✓ ハイテク企業の資格認定を申請している企業は、政策の要件を徹底的に分析し、ハイテク企業資格の 6 つの認定条件に照らして、それを満たしているかどうかを十分に評価する必要がある。申請が可能であると評価された場合、申請資料を入念に準備し、主管部門との動的なコミュニケーションを維持する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel : +86-21-2212-3678 E-mail : jie.xu@kpmg.com

**法務: 中国における個人情報保護・データ安全規制の最新動向及び企業の留意点**

北京市金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

デジタル・エコノミーの成長に伴い、個人情報の違法な収集・使用やデータ規制の違反など種々の不正行為が次々と発生する中、個人情報及びデータ安全の保護は、各国がデジタル経済の発展を推進する過程で看過しえない重要な問題となっている。それに応じ、近年の中国においても関連法令が公布され、実務の対応も急速に進められていることから、本稿では、2021 年の中国における個人情報保護及びデータ安全規制の状況をさらに理解するための一助となることを願い、重要法令の重点的な内容と実務の動向、そして企業としての留意点について論ずるものとした。

II 近時の関連法令の動向**1. 個人情報保護法**

中国の個人情報保護分野の基本的な法律として、「個人情報保護法」(以下、「保護法」)が 2021 年 11 月 1 日から施行されており、その要点を挙げると次のようになる。

(1) 域外適用の原則

中国法の域外(中国大陸の法域外をいい、香港、マカオ、台湾地区も含まれる)で中国国内の自然人の個人情報を取り扱う行為であっても、一定の要件¹を充足すれば本法が適用されるという域外適用の原則が明らかにされた(第 3 条)。

(2) 「個人情報」及び「機微個人情報」の明確化

「個人情報」とは、既に識別され又は識別可能な自然人に関する電子的又はその他の方法で記録された各種の情報をいい、匿名化処理された情報は除外するものと定義される(第 4 条 1 項)。これにより、「識別された情報又は識別可能な情報」のみならず、「自然人に関する情報」も幅広く個人情報に含まれると解される。

また、「機微個人情報」についても、生体認証、宗教の信仰、特定の社会的立場、医療健康、金融口座、行動履歴のほか、新たに 14 歳未満の未成年者に関する個人情報もそれに該当すると明確に定義された(第 28 条 1 項)。

(3) 人的資源管理など個人情報取扱いの正当化根拠

個人情報取扱い²の正当化根拠については、個人の同意の取得のほか、「法に基づいて制定された労働規則及び法に基づいて締結された集団契約に従って人的資源管理を行う必要がある

¹ ①国内の自然人への製品又はサービスの提供を目的とすること。②国内の自然人の行為の分析、評価を行うこと。

③その他法律、行政法規が定める事情。

² 個人情報の取扱いは、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除などを含む。

場合」など、個人の同意がなくとも個人情報の処理が可能となるいくつかの例外状況³が定められた(第13条)。

また、保護法は、個人の利益を保護するため、個人の同意を取得したとしても、個人による簡便な「同意撤回」の方法を提供することを義務付けた(第15条)。

(4) 「個別同意」を要する個人情報取扱いの明確化

「保護法」は、①他の個人情報取扱者への個人情報の提供、②個人情報の公開、③公共の場所で顔認証により収集した情報の公共安全保護以外の目的での利用、④機微個人情報の取扱い、⑤個人情報の越境移転の5つについては、個人の「個別同意」を得なければならないものとし(第23条、第25条、第26条、第29条、第39条)、個人情報取扱者のコンプライアンス基準を引き上げた。

(5) 機微個人情報取扱いの要件の明確化

機微個人情報の取扱いについては、①本人の「単独同意」に加え、法令に別途規定があれば個人の書面同意を取得すること、②「特定の目的」と「十分な必要性」を備え、厳格な保護措置を講ずること、③通常の告知・通知事項以外に、「取扱いの必要性及び本人への影響」をさらに告知することが必要になると定められた(第28～30条)。

(6) 個人情報越境移転の要件の整備

個人情報の越境移転については、①本人の「単独同意」の取得、②個人情報の越境移転に必要な4条件⁴いずれかの具備、③越境移転前における個人への告知などの義務の履行をはじめとする要件が定められる。特に、越境移転の主体が「重要情報インフラ運営者」又は「個人情報の取扱いが国家ネットワーク情報部門の定める数量に達する個人情報取扱者」に該当する場合、国家ネットワーク情報部門の安全評価に合格しなければならないと定められた(第3章)。

2. データ安全法

データはデジタル時代における重要な要素であり、中国においては2021年9月1日に「データ安全法」が施行された。データの安全に関する法的枠組みを確立した同法の要点を簡潔にまとめると、次のようになる。

(1) データ分類分級保護制度の導入

データの収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開などの各段階では、データ安全リスクの監視、評価、防護を行う必要があり、また、権限管理、データの機密解除、データの暗号化、監査証跡など多くの技術的手段も不可欠となる。それゆえ、「データ安全法」はデータ分類管理制度を導入し、「経済・社会の発展に対する重要性の程度」及び「改ざん、破壊又は違法な取得・

³ これについては、次のように定められている。

①個人を一方の当事者とする契約の締結、履行のために必要であること、又は法に基づいて制定された労働規則及び法に基づいて締結された集団契約に従って人的資源管理を行うために必要であること。②法定の職責又は法定の義務の履行のために必要であること。③突発的な公共衛生事件に対応し、又は緊急の状況下において自然人の生命、健康及び財産の安全を保護するために必要であること。④公共の利益のために報道、世論監督等の行為を行い、合理的な範囲において個人情報を取り扱うこと。⑤本法の規定に従い合理的な範囲において、個人が自ら公開し又はその他既に合法的に公開された個人情報を取り扱うこと。⑥その他法律、行政法規が定める状況。

⁴ 個人情報処理者は、その業務等の必要により、中華人民共和国域外に個人情報を提供する確実な必要性がある場合には、次の要件のいずれかを充足しなければならない。

①保護法第40条の規定に定める国家ネットワーク情報部門による安全評価に合格すること。②国家ネットワーク情報部門の規定に基づいて専門機関が行う個人情報保護の認証を受けること。③国家ネットワーク情報部門の定める標準契約に従い、国外の受取先との間において、双方の権利・義務について定めた契約を締結すること。④その他法律、行政法規又は国家ネットワーク情報部門が定める要件。

濫用が行われた場合に国の安全、公共の利益又は公民、組織の合法的な利益に及ぶ損害の程度」をデータ分類分級の主要な基準と定め、各地区、各部門においては、その地区、部門及び関連する産業、分野の重要データの具体的な目録を策定してデータに対する重点的な保護を行わなければならないものとした（第 21 条）。

(2) 重要データ越境移転に対する適用法令の明確化

「データ安全法」は、重要情報インフラ運営者による重要データ域外移転については「サイバーセキュリティ法」が適用される一方、重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者においては、国家ネットワーク情報部門と国务院関連部門が制定する重要データ越境移転安全管理弁法の適用を受けるものと定めた（第 31 条）。

(3) 国家安全審査制度などの制度、域外適用効力の明確化

「データ安全法」は、国の安全に影響を及ぼし、又はそのおそれのあるデータ取扱活動に対しては国家安全審査を行うことを、また、国の安全・利益の維持、国際的な義務の履行、及び関連管理品目に該当するデータに対しては輸出管理を行うことを明確化するとともに（第 24 条、第 25 条）、「保護法」と同様に、その効力が域外にも及ぶものとした（第 2 条）。

(4) 法的責任の強化

「データ安全法」は、国家の核心的データ管理制度に違反して国家の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼした場合には、1000 万元にも上る過料に処することができ（第 45 条）、政府公安部門、国家安全部門のデータ収集への協力を拒否した場合には、直接責任者の処罰も行いうる（第 48 条）など、データ取扱者に対する法的責任を強化した。

3. 重要情報インフラ安全保護条例

重要情報インフラの安全に関する中国初の行政法規として 2021 年 9 月 1 日に施行された「重要情報インフラ安全保護条例」（以下、「条例」）は、重要情報インフラの認定、監督管理体系の改善、運営者の責任・義務、保障及び促進措置、法的責任といった多くの面から監督管理の要求を示し、重要情報インフラ安全保護の法律体系の確立において重要な役割を果たすと期待されている。

「条例」は、重要情報インフラ認定に対する関連部門の権限をさらに明確化し、重要な産業・領域の主管部門、監督管理部門においてその産業・領域の重要情報インフラ認定規則を制定し、これに基づいてその産業・領域の重要情報インフラの認定を行うとともに、認定結果の運営者への通知及び国务院公安部門への報告を適時に行う（第 9 条、第 10 条）ものとし、これにより認定の職権分掌が明瞭となった。

しかし、実務的観点からすると、重要情報インフラと関連する産業及び対象に関する規定のみを根拠として、ネットワーク施設及び情報システムが重要情報インフラに含まれるかどうかを判断することは困難である。これについては、全国情報安全標準化技術委員会が「情報安全技術重要情報インフラの境界確定方法（意見募集稿）」（2020 年 8 月）において、情報の流れに基づいて判断するものと定め、一定の参考的価値のある基準を示している。

4. ネットワーク安全審査弁法（改正草案意見募集稿）

現行の「ネットワーク安全審査弁法」が 2020 年 6 月 1 日に施行された後、中国企業の国外上場に対する厳格な規制が必要となった情勢の変化を受け、2021 年 7 月 10 日に国家インターネット情報弁公室によって「ネットワーク安全審査弁法（改正草案意見募集稿）」（以下、「弁法意見募集稿」）が公表されるに至ったが、現行の弁法と比較したその改正内容は次のとおりとなる。

まず、適用対象が拡大され、従来の「重要情報インフラ運営者」に「データ取扱者」が新たに追加された（第2条）。

また、安全審査の要件が整備され、重要情報インフラ運営者又はデータ取扱者が「100 万を超えるユーザーの個人情報」を把握する場合、安全審査を受けることが国外において上場⁵ するための義務とされた（第6条）。この「100 万のユーザーの個人情報」については、100 万件の個人情報、あるいは 100 万人の個人情報のいずれであるかが議論されている。多くの個人に影響を及ぼしうる実体又は活動（国外上場その他）に対する厳しい監督管理を行い、経済・国民生活の利益を保障するとの意見募集稿の立法目的に鑑みると、100 万人の個人情報という後者の立場である可能性がより高いと考えられる。

なお、国家インターネット情報弁公室においては、自動車データの安全に関する初の特別規定として「自動車データの安全管理に関する若干の規定（試行）」を定め、2021 年 10 月 1 日より施行されているが、この規定は、自動車産業におけるコンプライアンス発展の促進にとって重要な指導的意義を有している。

Ⅲ 近時の実務の動向

既述のように、「保護法」、「データ安全法」など一連の法令が公布される一方、実務においても、それに基づく「アプリケーション（以下、「アプリ」）ユーザー権利利益保護特別整備行動」、「ネット 2021 特別行動」といった種々の違法行為の取締活動が関係機関によって展開されている。

1. ネットにおける個人情報の保護

公民の個人情報に対する侵害行為を厳しく取り締まるため、中国では近年、サイバー安全関連特別行動が毎年行われ、最近でも、2021 年 3 月から 11 月までの期間において「ネット 2021 特別行動」⁶ が実施されていた。公安部ネット安全管理局⁷ によると、「ネット 2021 特別行動」における公安部は 3 万 7000 件余りの事件を捜査し、8 万人余りの被疑者を逮捕し、2 万社余りのインターネット企業を行政処罰とする成果を上げたとのことである。

2. アプリの監督・管理に関する実務の動向

アプリによる不正行為としては、ユーザーの同意のない個人情報の収集、必要かつ最小限度を超えた個人情報の収集などが主に挙げられる。国家インターネット情報弁公室は 2021 年 5 月 10 日、ユーザーの個人情報を違法に収集していたとして、スマートフォンのアプリ 84 件に 15 日以内の是正を命じたが、その対象にはネットサービス大手の T 社や電子商取引大手の A 集団が提供する安全関連アプリのほか、中国大手 S 銀行のオンライン融資アプリ、一般の企業が開発したアプリが含まれていた⁸。さらに、大手配車サービス企業の D 社は、著しく法に違反する個人情報の収集・使用を行ったとして、アプリケーションストアで取り下げられるように命じられた⁹。また、中国の国家インターネット情報弁公室は 7 月 2 日、D 社に対し、ネットワーク安全審査を実施すると発表し、国のデータ安全リスクを防止し国家安全を守るため、ネットワーク安全審査弁法に従って審査を実施した。¹⁰

⁵ 一般に、この「国外上場」に香港上場は含まれないと解される。

⁶ http://www.xinhuanet.com/legal/2021-03/19/c_1211074000.htm?baike

⁷ http://www.gov.cn/xinwen/2021-10/15/content_5642723.htm

⁸ <https://www.risktaisaku.com/articles/-/51778>

⁹ http://www.cac.gov.cn/2021-07/04/c_1627016782176163.htm

¹⁰ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/03014bc55a75d6a8.html>

IV 企業としてのコンプライアンスに関する留意点

以上のような重要法令、さらに実務における監督管理と個人情報・データ保護の現状からすると、中国で事業を展開する外国企業においては、今後の立法動向を注視するとともに、自社の状況に基づいて個人情報・データ保護に関するコンプライアンス制度を構築・整備することが求められる。

1. 個人情報の取扱いをめぐる「告知+同意」規則の制定・改正

個人情報の取扱いにあたっては、次のことを遵守する必要がある。

- (1) 個人情報の取扱いは、個人からの同意の取得が原則となり、その同意は、個人が事情を十分に知り得た前提の下で自発的かつ明確に行ったものでなければならない。
- (2) 個人情報の使用は、その収集時に表明した目的と直接又は間接に関連する範囲を超えてはならず、その範囲を超えるときは、当該個人から改めて同意を得なければならない。
- (3) 個人情報の取扱者が個人情報を中国国外に提供するためには、個人に対する十分な告知、すなわち中国国外の受領者の名称又は氏名、連絡方法、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類のほか、個人が中国国外の受領者に対して個人情報保護法に定める権利を行使する方法・手続などの告知を個人に対して行い、そのうえで当該個人から個別同意を得なければならない。もっとも、「保護法」第 13 条により個人の個別同意が不要となる場合に、個人に対する告知義務をどのように履行するかについては、個々の事案ごと個別に検討する必要があると思われる。

2. データ安全コンプライアンスに関する留意点

基本的には、企業自身が管理しているデータの範囲と種類を明確化して、データ収集の合法性、正当性及び必要性を確保することが求められる。

- (1) 社内にデータ安全管理と分類保護の制度を確立し、必要な技術と措置によりデータの安全を保障するとともに、法令の要求に応じてデータ活動のリスク評価を自ら定期的に行い、関係主管部門にその結果を報告する必要がある。
- (2) 社内のリスクモニタリングを強化し、データ安全欠陥などのリスクを把握したときは、直ちに処置の措置をとり、データセキュリティ事件が発生した場合は、直ちにユーザーへの告知と関係主管部門への報告をしなければならない。
- (3) 政府公安部門、国家安全部門が国の安全の維持又は犯罪の捜査のため法令に基づいてデータの提供を求めてきたときは、その調査担当者の社会的立場や証明証を確認したうえで協力する必要がある。
- (4) 「データ安全法」第 36 条は、国外の法執行機関・司法機関がその職権に基づいて企業の調査を行い、関連データの提供を求めてきた場合に企業がそれに応じるためには、中国の関連主管機関（一般的にネットワーク情報部門）による承認が必要になると定めている。その要求を受けた企業は、データの提供に先立ち中国の関連主管機関の承認を得なければならない。

3. 越境移転管理コンプライアンス体制の構築

中国主管機関においては、企業の重要データ、個人情報の越境移転に対する監督管理を一層厳格化していく姿勢を示していることから、企業においては、越境移転を予定するデータの種類を法に基づいて適切に識別し、個人情報・重要データの越境移転をめぐる内部審査のコンプライアンス体制を確立すること、また、自社のデータの越境移転に対する中国主管機関の審査が行われ

たときは、主管機関との意思疎通を積極的に行うことが重要となる。また、社内におけるデータ管理についても内部管理制度を整備し、業務契約の締結からその取引の実行までに関する明確な指導を従業員に与え、企業の規定違反のリスクを低減することが求められる。

4. ネット安全審査義務の履行

重要情報インフラ運営者となりうる企業においては、ネット安全審査申請のための事前判断、その後における製品・サービス提供者に対する義務履行の監督などを行うとともに、安全及び製品・サービス調達の審査・規制に関する社内制度を構築すること、また、ネット安全審査の要否の判断が困難なときは、当局に対する照会や当局との十分な交渉を行うことが必要となる。

V おわりに

以上、近時の中国における個人情報保護及びデータの安全をめぐる立法・実務について、その最新動向を論じてきた。この分野においては、立法・実務いずれの動きも活発化しているだけに、日系企業においては、関連法令に注意を払い、日常の経営、投資などの活動に際して法令違反を犯すことがないよう、個人情報を保護しデータの安全を維持するコンプライアンス体制を早期に整備することが望まれる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心 18 層

Tel : 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax : 86-10-5661-2666

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・
重慶・珠海・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・
シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・
ニューヨーク・シリコンバレー



スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 2021 年 12 月中旬から 2022 年 1 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部、それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[規則]

【外商投資】	
○「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」（国家發展改革委員会・商務部令 2021 年第 47 号、2021 年 12 月 27 日公布、2022 年 1 月 1 日施行）	
	外商投資を例外的に禁止または制限する全国版ネガティブリストの改訂。2018 年 6 月に「外商投資産業指導目録」の制限産業と禁止産業が分離され、単独の外商投資ネガティブリストになってから 3 回目の改訂。 ■今回の改訂では、前回 2020 年版の 33 項目から以下の 2 項目が削減され、31 項目となった。 ・専用車、新エネルギー車、商用車を除き、自動車完成車製造の中国側持分比率は 50%を下回ってはならず、同一の外国企業は同種の完成車製品を生産する合弁企業を国内で 2 社まで設立することができる（2022 年には乗用車製造の外資持分比率制限、および同一の外国企業は同種の完成車製品を生産する合弁企業を国内で 2 社まで設立することができる制限を取り消す）。 ・衛星テレビ放送地方受信施設および重要部品の生産。 ■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcwgtz/202112/20211203231965.shtml
○「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」（国家發展改革委員会・商務部令 2021 年第 48 号、2021 年 12 月 27 日公布、2022 年 1 月 1 日施行）	
	同じく自由貿易試験区に適用されるネガティブリストの改訂。 ■前回 2020 年版の 30 項目から全国版と同じ 2 項目（上記）のほか、市場調査の制限と社会調査の禁止の 2 項目が統合されて以下のように調整され、27 項目となった。 ・ラジオ聴取者・テレビ視聴者調査は中国側マジョリティでなければならない（注：2020 年版では、市場調査は合弁に限り、うちラジオ聴取者・テレビ視聴者調査は中国側マジョリティでなければならないとされていたことから、その他の市場調査は独資が可能となった）。社会調査は中国側持分比率 67%以上で、法定代表者は中国国籍を有していなければならない（注：2020 年版では、社会調査への投資を禁止するとされていたが、条件付きで許可された）。 ■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcwgtz/202112/20211203231973.shtml

【輸入管理】	
○『自動輸入許可管理貨物目録 (2022 年)』の公布に関する公告 (商務部・税関総署公告 2021 年第 51 号、2021 年 12 月 10 日公布、2022 年 1 月 1 日施行)	
	2020 年の自動輸入許可管理貨物目録。自動輸入許可管理貨物は、中国政府が輸入動向を監視するために「自動輸入許可証」(申請から 10 日以内に自動的に発給される)の事前取得を義務づけている貨物のこと。 ■対象品目は、前年と同じ肉類・食料品、農産物、タバコ、原油・石油精製品、化学肥料、再生繊維・半合成繊維、鉄鉱石・銅精鉱・石炭および各種機械・電気製品。そのうち機械・電気製品は、タバコ機械、移動通信製品、衛星・放送テレビ設備および重要部品、自動車製品、航空機、船舶、工事機械、印刷機械、紡織機械、金属精錬・化工設備、金属加工工作機械、電気設備、医療設備の 13 種類 435 品目で、品目数が前年の 402 品目から若干増えている。 ■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcblgg/202112/20211203233730.shtml
○『輸入許可管理貨物目録 (2022 年)』の公布に関する公告 (商務部公告 2021 年第 49 号、2021 年 12 月 31 日公布、2022 年 1 月 1 日施行)	
	2020 年の輸入許可管理貨物目録。輸入許可管理貨物は、中国政府が輸入制限を目的として「輸入許可証」の事前取得を義務づけている貨物のこと。 ■対象品目は、前年と同じオゾン層破壊物質 (65 品目) と中古機械・電気製品 (化工設備、金属精錬設備、工事機械、クレーン運輸設備、抄紙設備、電力・電気設備、食品加工・包装設備、農業機械、印刷機械、紡織機械、船舶、印刷機・複写機・ファクシミリ用ドラム、エックス線管) の 14 種類 69 品目。全体の品目数は前年と変わらないが、新たに印刷機械が追加されている。 ■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcblgg/202112/20211203233738.shtml
【加工貿易】	
○「2022 年加工貿易企業国内販売税額納付猶予の延滞利息暫時徴収免除に関する公告」(財政部公告 2021 年第 38 号、2021 年 12 月 28 日公布、2022 年 1 月 1 日～2022 年 12 月 31 日施行)	
	加工貿易企業が保税で輸入した原材料・部品を使用して生産した製品を国内で販売した場合の輸入関税・増値税にかかる延滞利息を、2022 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期限で免除するもの。新型コロナの影響を受けている加工貿易企業への負担軽減措置。 ■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202112/t20211229_3779140.htm
【税】	
○「輸出貨物保険の増値税政策に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2021 年第 37 号、2021 年 12 月 31 日公布、2022 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日施行)	
	輸出者が付保する製品品質保証保険に対する増値税を 2022 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの期限で免除するもの。

■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202112/t20211230_3779833.htm
--

【 規則 】

【税】	
○「納税信用評価および修復の関係事項に関する公告」(国家税務総局公告 2021 年第 31 号、2021 年 11 月 15 日公布、2022 年 1 月 1 日施行)	
税務機関の納税信用評価等級が最も低い D 級の納税者などに対し、一定の条件にある場合に“修復”(注：等級変更)の申請を認めるもの。 ■申請が可能な納税者および条件は、以下の通り。 ① 破産した企業または管理人が、再生・和解の過程で、すでに税額・滞納金・罰金を納付し、納税信用逸失行為を是正した場合 ② 納税信用が D 級に直接判定された納税者が、すでに納税信用逸失情報が規定により公布されないか、公布が停止され、申請前の連続 12 ヶ月以内に新たな納税信用逸失行為記録がない場合 ③ 納税信用が D 級の納税者の直接責任者が登録登記し、または経営に責任を負う、納税信用関連評価が D 級の納税者が、申請前の連続 6 ヶ月以内に新たな納税信用逸失行為記録がない場合 ④ その他の信用逸失行為により納税信用が D 級に直接判定された納税者が、すでに納税信用逸失行為を是正し、税法の責任を履行し、申請前の連続 12 ヶ月以内に新たな納税信用逸失行為記録がない場合 ⑤ 前年度の納税信用が D 級に直接判定され、当年度の納税信用が D 級を保留している納税者が、すでに納税信用逸失行為を是正し、税法の責任を履行しているか、または信用逸失主体情報が規定により公布されないか、公布が停止され、申請前の連続 12 ヶ月以内に新たな納税信用逸失行為記録がない場合 なお、その他の“修復”申請が可能な納税者および条件は、国家税務総局公告 2019 年第 37 号公告によるとされている。 ■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810825/c101434/c5170720/content.html 国家税務総局公告 2019 年第 37 号の原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/14/content_5451848.htm	
【税関】	
○「中華人民共和國税関通関単位届出管理規定」(税関総署令第 253 号、2021 年 11 月 19 日公布、2022 年 1 月 1 日施行)	
企業(一般の輸出入貨物荷受け荷送り人と通関専門企業)の設立・変更・抹消時の税関届出に関する規定。2021 年 4 月の「税関法」改正で、以前の登録登記が届出に変更されたことに伴い、旧規定を廃止し、新たに制定されたもの。届出は、所定の「通関単位届出情報表」(本公告に添付)に必要な事項を記入して主管税関に申請する。 ■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。	

	http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-11/23/content_5652669.htm
	○「中華人民共和國税関の『地域的な包括的経済連携協定』項目下の輸出入貨物原産地管理弁法」(税関総署令第 255 号、2021 年 11 月 23 日公布、2022 年 1 月 1 日施行)
	2022 年 1 月 1 日に発効する地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定の原産地に関する税関の規則。 ■本弁法は、RCEP 協定の原産地規則章に即した内容となっており、主に原産地規則、原産地証明、輸入通関での特惠享受手続き、輸出貨物の原産地証明発給手続きが規定されている。なお、本弁法は RCEP 協定を実施済みの国家間の輸出入貨物の原産地管理に適用するとされており、2021 年 1 月 1 日時点では、協定署名国 15 カ国のうち中国、日本、ブルネイ、カンボジア、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランドの 9 カ国の輸出入貨物が対象となる。 ■原文は税関総署の下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4015202/index.html
	○「税関の税額担保改革の深化に関する公告」(税関総署公告 2021 年第 100 号、2021 年 11 月 24 日公布、2021 年 12 月 1 日施行)
	税関の税額担保の扱いに関する新規定。 ■本公告でいう税額担保は、合算課税担保 (税関の許可を得て税額の合算申告を行う場合に徴収)、納税期限担保 (納税期限内に未納税の場合に徴収)、課税要素担保 (商品分類・課税価格・原産地が未確定の場合、通関証明を提出できない場合などに徴収) の 3 種類で、新しい措置は以下の通り。 ① 税関は上記 3 種類の担保を統一的に管理し、企業が税額を納付したか担保を取り消した場合に、銀行保証状の担保額の枠を回復し、有効期限内に繰り返し使用できるようにする。 ② 企業は、所在地の税関に銀行保証状を届け出れば、保証状に記載されるすべての税関で担保手続きができるようにする。 ③ 税関は、新担保届出システム上で保証状の申請を受け付けてから実際に届出を受理するまでの全過程をオンラインで処理する。 ■原文は税関総署の下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4026830/index.html
	【環境】
	○「危険廃棄物移転管理弁法」(生態環境部・公安部・交通運輸部令第 23 号、2021 年 11 月 30 日公布、2022 年 1 月 1 日施行)
	危険廃棄物の移送に関する新規則。1999 年施行の「危険廃棄物移転連絡票管理弁法」に代わるもの。 ■旧規定からの主な変更点は、以下の通り。 ・危険廃棄物を発送する企業 (移出者) は、“国家危険廃棄物情報管理システム”で発行される全国统一番号が付いた危険廃棄物移転連絡票に記入し、取り扱わなければならないとされた。

	・移出者は、輸送請負者・託送者に適法に委託すること、危険廃棄物管理計画を作成すること、管理台帳を設置すること、危険廃棄物移転連絡票に事実通りに記入すること、受取者の危険廃棄物利用・処置を確認することに責任を負うとされた。 ・危険廃棄物の移送先は近場を優先し、省を跨ぐ移送は近隣の省か協力関係のある省の危険廃棄物処理施設か、国が統一的に配置した危険廃棄物処理施設を主とすることが明記された。省を跨いで移送する場合は、移出地の省級生態環境部門に申請し、移送先の省級生態環境部門の同意を得た上で許可すると規定された。 ・移出者に対する罰則として、危険廃棄物移転連絡票の記入・取り扱いをせず、危険廃棄物を副産物等の名目で提供し、または危険廃棄物経営許可証のない単位、その他の生産・経営者に収集・貯蔵・利用・処置を委託し、または許可を得ずに省外に移転した場合には、「固形廃棄物汚染環境防止法」の規定により処罰するとされた（注：前記の法律では、生態環境部門による是正命令、10 万元以上 100 万元以下の罰金、違法所得の没収、情状が重大な場合の権限ある政府の許可を得た上での業務停止または閉鎖の命令が定められている）。 ■原文は生態環境部の下記サイトをご参照。 https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/202112/t20211203_962985.html
【税】	
○「全年一次性賞与等の個人所得税優遇政策の延長実施に関する公告」（財政部・国家税務総局公告 2021 年第 42 号、2021 年 12 月 31 日公布・施行）	
	個人所得税の優遇措置の延長実施についての公告。 ■要点は、以下の通り。 ・居住者個人が年 1 回の賞与を取得した場合、当年の総合所得に合算せず、12 ヶ月で割った金額について単独で税額を計算、納付するという優遇措置の実施期限を 2023 年 12 月 31 日まで延長する。（注：この優遇措置は、2018 年の財政部・国家税務総局の通知（財税〔2018〕164 号）により 2019 年 1 月 1 日から実施されているもの。） ・居住者個人の総合所得について、年度総合所得収入が 12 万元を超えず、かつ確定申告により追加納付の必要がある場合、または年度確定申告による追加納付額が 400 元を超えない場合に、総合所得確定申告を免除するという優遇措置の実施期限を 2023 年 12 月 31 日まで延長する。（注：この優遇措置は、2019 年の財政部・国家税務総局公告（2019 年第 94 号）により 2019 年 1 月 1 日から実施されているもの。） ■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5171841/content.html 財政部・国家税務総局公告 2019 年第 94 号の原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5141235/content.html
○「外国籍個人の手当等に係る個人所得税優遇政策の延長実施に関する公告」（財政部・国家税務総局公告 2021 年第 43 号、2021 年 12 月 31 日公布・施行）	
	外国籍個人に対する個人所得税の優遇措置の延長実施についての公告。2019 年 1 月 1 日からの改正「個人所得税法」施行により、従来の住宅手当、語学研修手当、子女教育手当等に対する免税が取り消され、代わりに住宅費、次子教育費等については一定の限度で追加控除が

認められ、同時に、2021 年 12 月 31 日まで免税か追加控除のどちらかを選択できるという経過措置が採られていたが、その期限を 2023 年 12 月 31 日まで延長するもの。(この措置は、上記の財税 [2018] 164 号に基づくもの。) ■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202112/t20211231_3780374.htm
【保税區】
○「中華人民共和國税関総合保税區管理弁法」(税関総署令第 256 号、2022 年 1 月 1 日公布、同年 4 月 1 日施行)
税関の総合保税區管理規則。総合保税區は、保税港區を母体として保税區、輸出加工區、保税物流園區の機能を統合した保税區域で、全国に 168 ヶ所ある各種保税區域(税関特別監督管理区域)のうちすでに 155 ヶ所が総合保税區として認定されている。 ■この弁法は、従来の「税関保税港區管理暫定施行弁法」(2018 年 11 月 23 日改正施行)と「税関の保税物流園區に対する管理弁法」(2018 年 11 月 23 日改正施行)を廃止して新たに制定されたものだが、内容は以下のような既存の政策・措置を盛り込んだものとなっている。 ・総合保税區内の企業(以下、区内企業)が可能な業務として、保税修理、ファイナンスリース、越境 EC、再製造などが規定されている。 ・区内企業が加工・生産した貨物を区外で販売する場合の関税について、その貨物に対応する輸入原材料・部品を算定基準とすることを選択できるとされている。 ・区内企業が免税で輸入した設備について、税関の監督管理期限内で区外企業からの委託加工に使用できるとされている。 ・区内企業が産出した固形廃棄物は、国内の関係規定に従って区外で処理できるとされている。 ・区内での免税貨物に対する税関の監督管理期限について、区外での期限を参照するが、期限が満了したときは自動解除となるとされている。 ・区外での機器・設備等の検査・修理期限について、税関の同意を得れば、契約期限まで延長が可能とされている。 ■原文は税関総署の下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4105208/index.html

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行
トランザクションバンキング部

項 目	単位	2020年				2021年											
		1～3月	1～6月	1～9月	1～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	▲ 6.8	▲ 1.6	0.7	2.2	(1-3月) 18.3			(4-6月) 7.9			(7-9月) 4.9			(10-12月) 4.0		
固定資産投資*	前年 同期比%	▲16.1	▲3.1	0.8	2.9	-	35.0	25.6	19.9	15.4	12.6	10.3	8.9	7.3	6.1	5.2	4.9
第一次産業	前年 同期比%	▲ 13.8	3.8	14.5	19.5	-	61.3	45.9	35.5	28.7	21.3	21.8	18.1	14.0	11.1	9.3	9.1
第二次産業	前年 同期比%	▲ 21.9	▲8.3	▲ 3.4	0.1	-	34.1	27.8	21.7	18.1	16.3	14.4	12.9	12.2	11.3	11.1	11.3
第三次産業	前年 同期比%	▲ 13.5	▲1.0	2.3	3.6	-	34.6	24.1	18.7	13.8	10.7	8.2	6.8	5.0	3.7	2.5	2.1
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	▲ 8.4	▲ 1.3	1.2	2.8	-	35.1	14.1	9.8	8.8	8.3	6.4	5.3	3.1	3.5	3.8	4.3
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	▲ 19.0	▲ 11.4	▲ 7.2	▲ 3.9	-	33.8	34.2	17.7	12.4	12.1	8.5	2.5	4.4	4.9	3.9	1.7
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	4.9	3.8	3.3	2.5	▲ 0.3	▲ 0.2	0.4	0.9	1.3	1.1	1.0	0.8	0.7	1.5	2.3	1.5
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	▲ 0.6	▲ 1.9	▲ 2.0	▲ 1.8	0.3	1.7	4.4	6.8	9.0	8.8	9.0	9.5	10.7	13.5	12.9	10.3
輸出***	億ドル	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	-	4,688.7	2,411.3	2,639.2	2,639.2	2,814.2	2,826.6	2,943.2	3,057.4	3,002.2	3,255.3	3,405.0
	前年 同月比%	▲ 13.3	▲ 6.2	▲ 0.8	3.6	-	60.6	30.6	32.3	27.9	32.2	19.3	25.6	28.1	27.1	22.0	20.9
輸入***	億ドル	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	-	3,656.2	2,273.4	2,210.6	2,183.8	2,298.9	2,260.7	2,359.8	2,389.8	2,156.8	2,538.1	2,460.4
	前年 同月比%	▲ 2.9	▲ 6.4	▲ 3.1	▲ 1.1	-	22.2	38.1	43.1	51.1	36.7	28.1	33.1	17.6	20.6	31.7	19.5
貿易収支***	億ドル	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	-	1,032.6	138.0	428.6	455.4	515.3	565.9	583.3	667.6	845.4	717.1	944.6
対内直接投資 (実行ベース)	億ドル	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	134.7	126.0	187.9	141.8	125.4	193.8	97.8	130.4	154.8	127.5	151.9	162.8
	前年 同月比%	▲ 12.8	▲ 4.0	2.5	4.5	6.2	86.9	59.5	39.8	27.1	15.9	8.1	8.4	8.6	7.8	5.6	9.3
外貨準備高	億ドル	30,606	31,123	31,426	32,165	32,107	32,050	31,700	31,981	32,218	32,140	32,359	32,321	32,006	32,176	32,224	32,502
都市部調査失業率	%	5.8	5.8	5.7	5.6	5.4	5.5	5.3	5.1	5.0	5.0	5.1	5.1	4.9	4.9	5.0	5.1
国内自動車 販売台数	万台	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	250.3	145.5	252.6	225.2	212.8	201.5	186.4	179.9	206.7	233.3	252.2	278.6
	前年 同月比%	▲ 42.4	▲ 16.9	▲ 6.9	▲ 1.9	29.5	364.8	74.9	8.6	▲ 3.1	▲ 12.4	▲ 11.9	▲ 17.8	▲ 19.6	▲ 9.4	▲ 9.1	▲ 1.6
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	51.3	50.6	51.9	51.1	51.0	50.9	50.4	50.1	49.6	49.2	50.1	50.3
	非製造業	-	-	-	-	52.4	51.4	56.3	54.9	55.2	53.5	53.3	47.5	53.2	52.4	52.3	52.7

* : 年初からの累計ベース。

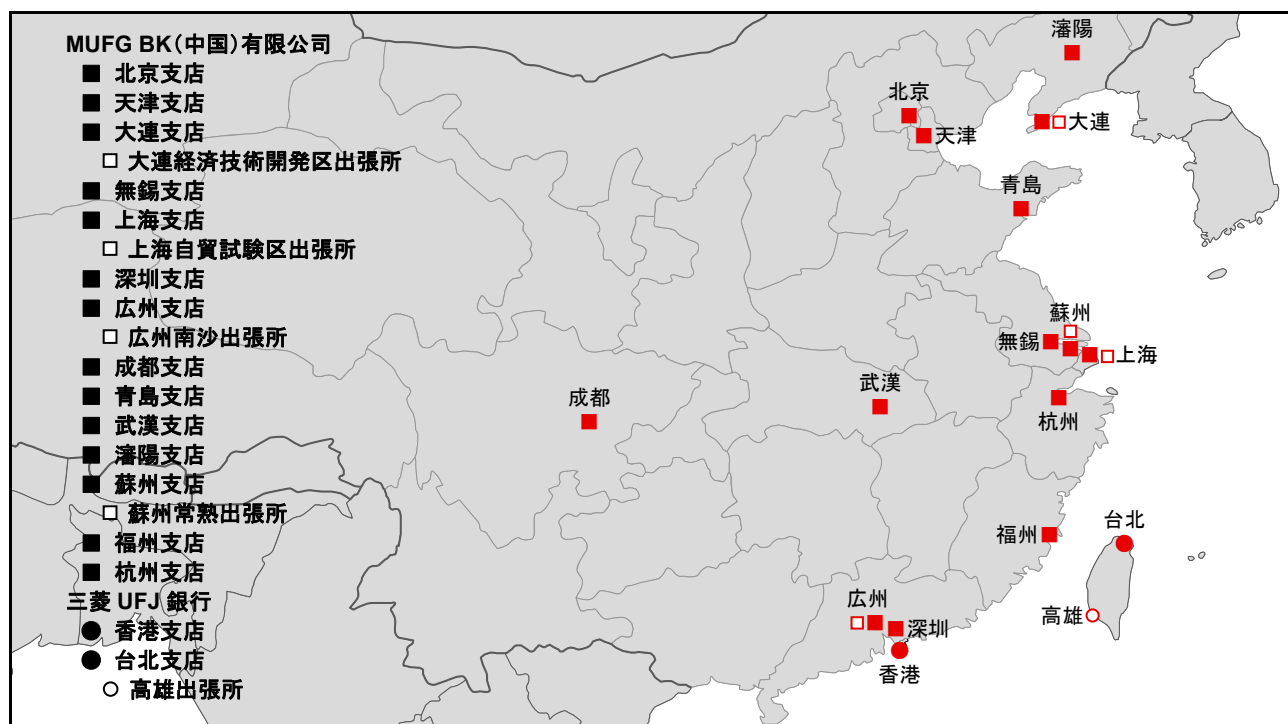
** : 2 月は 1—2 月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2 月は 1—2 月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
大連経済技術開発区出張所	大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8793-5300
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
広州南沙出張所	広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階	86-512-3333-3030
蘇州常熟出張所	江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-5151-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2022 年 2 月 9 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。